

2024 年 6 月 27 日

「高気圧酸素治療の安全基準」改正について

安全対策委員会  
委員長 灘吉 進也

2024 年 6 月 27 日の理事会および社員総会におきまして、「高気圧酸素治療の安全基準」の一部改正について審議され、承認されました。

第 52 条 2 項の 2) に規定する第 1 種装置の使用に際して、治療中に他の医療行為を必要とし、若しくは医療職員の補助を必要とする場合の「他の医療行為」の解釈について議論しました。その結果、第 52 条 1 項の 4) にある「治療中の輸血及び輸液は、空気塞栓の発生を完全に防止して行わなければならない」の規定と整合しないことが判明しました。このため、修正することといたしました。